

西宮市医療的ケア児保育事業実施要綱

(目的)

第1条 日常生活を営むために医療を要する状態にある児童（以下、「医療的ケア児」という）が、保育施設の利用を希望する場合に、受入れが可能となるよう保育施設の体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ることを目的とする。

(事業の内容)

第2条 保育施設に、認定特定行為業務従事者（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第3条第1項の認定特定行為業務従事者をいう。以下同じ）である保育者（以下、「保育者」という）や看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下、「看護師等」という）を配置し、医療的ケアに従事させる。また、保育者が医療的ケアや医療的ケア児の健康管理などの知識を持てるように必要な研修等の取組みを行い、保育施設において医療的ケア児の安全な受入れ体制を整備する。

(対象児童)

第3条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（以下、「法」という）第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する医療的ケア児で、集団生活が可能であると市が認めた児童とする。

(対象施設)

第4条 市内の保育所、認定こども園及び地域型保育事業（以下、「保育施設」という）で、医療的ケアを行う保育者又は看護師等や、医療的ケア児の保育を行う加配保育者の配置及び環境整備など、受入れのために必要な体制が整う施設とする。

(対象事業)

第5条 医療的ケア児の支援ニーズや地域資源の状況を踏まえ、保健、医療、障害福祉、教育等の関係機関との連携を図り、対象児童の様態や成長に合わせた支援を行うことを前提とした上で、次の（1）及び（2）を実施するとともに、（3）から（5）までの取組みを複合的に実施するよう努める。

- （1） 医療的ケア児の受入れを行う保育施設に、医療機関との連携の下、医療的ケアを行う保育者又は看護師等を配置し、医療的ケアを実施する。
- （2） 医療的ケアを行う保育者や看護師等を補助し、医療的ケア児のあゆみ保育を行うための加配保育者を配置する。なお加配の有無、加配基準については、「医療的ケア児保育検討委員会」で審査する。
- （3） 認定特定行為業務従事者である保育者や加配保育者が医療的ケアに関する知識、技能を修得するための研修等の機会を確保するよう努める。

- (4) 市が策定した「西宮市立保育施設における医療的ケア実施ガイドライン」に基づき医療的ケアや保育を実施し、市が配置した「医療的ケア児保育支援者」(保育こども園課：保健師・保育者・管理栄養士)による支援や助言を受ける。
- (5) 市が設置した「医療的ケア児保育検討委員会」からの指導や助言内容を踏まえて医療的ケアや保育を実施する。

(留意事項)

第6条 本事業は、保育施設において、単に医療的ケアを実施することが目的ではなく、市が、保健、医療、障害福祉、教育等の関係機関とも連携を図り、保育施設における医療的ケア児の受入れを可能とする体制を整備することを目指すものであることを踏まえた上で、次の(1)から(5)までに掲げる事項について十分留意して実施する。

- (1) 保育施設において児童の身体状況や発達成長に合わせた支援を行うため、保育内容については、医療機関等と連携し、集団における子どもの育ちに着目した指導計画及び支援計画を作成するなど、適切な保育の実施につなげる。
- (2) 単に医療的ケアの観点だけでなく、発達特性に応じた支援が必要となる場合があることにも留意し、関係機関等とも連携した支援体制について検討を行う。
- (3) 対象児童の主治医からの意見書、指示書及び保護者等と協議の上、緊急時の対応についてあらかじめ文書により取り決めを行う。
- (4) 医療的ケアに従事する職員を配置した保育施設は、医療的ケア児の適切な受入れを行う。
- (5) 認定こども園において本事業を実施する場合であって、法第19条第1項第1号に規定する医療的ケア児の受入れを行っている場合には、同条第2号又は第3号に規定する児童の医療的ケアに従事するために配置した職員が、当該児童の医療的ケアを実施することは差し支えない。

(個人情報の保護)

第7条 本事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならない。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

(委任)

第8条 この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年11月1日から実施する。

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。